省令

○農林水産省令第五十二号

獣医療法（平成四年法律第四十六号）第十七条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、獣医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十月十三日

農林水産大臣　宮下　一郎

獣医療法施行規則の一部を改正する省令

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（広告制限の特例）	（広告制限の特例）
第二十四条　法第十七条第二項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。	**第二十四条**　法第十七条第二項前段の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　農林水産大臣の指定する者が行う獣医師の専門性に関する認定を受けていること。	（新設）
三　医薬品医療機器等法に基づく承認若しくは認証を受けた医薬品、医療機器（医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器をいう。次号において同じ。）又は医薬品医療機器等法第二条第九項に規定する再生医療等製品であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものを用いる検査、手術その他の治療を行うこと。	（新設）
四　医療機器を所有していること。	二　医薬品医療機器等法第二条第四項に規定する医療機器を所有していること。
五～七　（略）	三～五　（略）
八　医薬品であって、専ら動物のために使用されることが目的とされているものによる寄生虫病の予防措置を行うこと。	六　医薬品であって、動物のために使用されることが目的とされているものによる犬糸状虫症の予防措置を行うこと。
九　（略）	七　（略）
十　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の二に規定するマイクロチップの装着を行うこと。	（新設）
十一　獣医師の役職及び略歴に関すること。	八　（略）
十二　（略）	九　家畜伝染病予防法第二条の三第四項に規定する家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。
十三　家畜伝染病予防法第二条の三第四項に規定する家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置を実施することを目的として設立された団体から当該措置に係る診療を行うことにつき委託を受けていること。	（新設）
十四・十五　（略）	十・十一　（略）
十六　愛玩動物看護師（愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）第二条第二項に規定する愛玩動物看護師をいう。）の勤務する診療施設であること。	（新設）
十七　（略）	十二　（略）
2　法第十七条第二項後段の農林水産省令で定める制限は、次のとおりとする。	2　法第十七条第二項後段の農林水産省令で定める制限は、次のとおりとする。
一　前項第三号及び第四号並びに第六号から第十号までに掲げる事項を広告する場合にあっては、次に掲げる制限	一　前項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項を広告する場合にあっては、提供される獣医療の内容が他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
イ　提供される獣医療の内容が他の獣医師又は診療施設と比較して優良である旨を広告してはならないこと。	二　前項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項を広告する場合にあっては、提供される獣医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。
ロ　提供される獣医療の内容に関して誇大な広告を行ってはならないこと。	
ハ　問い合わせ先、通常必要とされる診療内容並びに診療に係る主なリスク、副作用及び費用を併記しなければ広告してはならないこと。	
二　前項第七号に掲げる事項（狂犬病予防注射に関する事項に限る。）を広告する場合にあっては、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第四条に規定する犬の登録及び鑑札並びに同法第五条に規定する予防注射及び注射済票に関する説明を併記しなければ広告してはならないこと。	